

国勢調査

国勢調査への回答はお済みですか

●問い合わせ 役場総合政策課 総合政策係 ☎096(293)3118

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人と世帯が対象です。
調査員が9月中に調査書類を配布していますので、10月8日(水)までに忘れずに回答してください。

回答方法

回答はインターネットでの回答が簡単・便利です。24時間、いつでも、どこでも都合の良い時間で回答することができ、紙の調査票を提出する手間も省けます。

その他、調査員による回収や郵送による提出も可能です。



皆さんの回答が町の未来を作ります。
皆さん一人一人のご協力をお願いします。



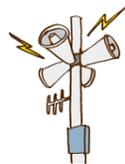
調査票記入時の注意点

- 黒の鉛筆かシャープペンシルで記入する
- ✕ ボールペンや色鉛筆では記入しない
- ✕ 濡らしたり、汚したりしない



※防災食の配布も計画しています。

- ・福祉スペース(目が見えない人、耳が聞こえない人用)や育児スペースなどの設置
- ・簡易ベッド・室内テント・簡易トイレなどの組み立て



訓練

町総合防災訓練を行います

●問い合わせ 役場防災交通課 防災消防係 ☎096(285)5006

10月26日(日)に「震度6強」の地震が発生したことを想定して訓練を行います。
午前9時にサイレンが鳴り、10時頃まで地区で安否確認や情報伝達訓練、消防団と連携した訓練などを行いますので、訓練当日の地域の取り組みをご確認ください。

町では、午前10時頃から11時30分頃まで各小学校など8カ所の避難所を開設します。近くの指定避難所で訓練への参加をお願いします。

災害に備えて、非常持出品・備蓄品などや避難行動について確認しておきましょう。

開設指定避難場所(8カ所)

- ・大津東小学校、大津南小学校
- ・大津小学校、室小学校、美咲野小学校、大津北小学校、護川小学校
- ・矢護川コミュニティセンター

訓練内容

- ① 避難所の開設
- ② 避難者の受け付け・案内
- ③ 避難所スペースの開設

募集

振興総合計画の評価委員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総合政策課 総合政策係 ☎096(293)3118
メール seisaku@town.ozu.kumamoto.jp

町では、大津町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんなことをしていくのかを総合的に体系的にまとめた振興総合計画について、住民視点の率直な意見を聞き、今後のまちづくりの参考にしたいため、振興総合計画等評価委員会の公募委員を募集します。

- 対象者 町内に在住か在勤の18歳以上の日本人
- 募集人数 2人以内
- ※応募多数の場合は選考を行います
- 期間 2年間(11月から)
- 内容 年2、3回程度の平日の日中に開かれる会議に出席し、計画の進捗状況などについて意見提案を行う
- 報酬など 規程の報酬・費用弁償を支給
- 申込期限 10月17日(金)
- 申込方法 住所、氏名、年齢、電話番号、応募理由(400字以内)を記入し、持参、メール、郵送のいずれかにて提出してください。様式は自由ですが参考様式は町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページはこちら▼

職員募集

令和7年度会計年度任用職員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事係 ☎096(293)3111

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	報酬 時間給換算	社会 保険	雇用 保険	備考
特別支援補助員(看護師)	大津保育園	月～金	8:00～18:00のうち7時間30分	看護師	1,413円～1,542円	有	有	年2回程度(保育園行事のとき)土曜日か日曜日の勤務有(平日振替対応)
地域相談支援員	介護保険課	月～金	8:30～17:15のうち7時間30分	介護支援専門員・社会福祉主事・看護師のいずれか	1,255円～1,426円	有	有	
給食調理員	学校給食センター	月～金(学校開校時のみ)	8:30～16:45	調理師または実務経験2年以上	1,255円～1,351円	有	有	

※報酬や手当など募集の詳細は変更となる場合があります。

- 募集期限 10月10日(金)
- 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
- 申込方法 履歴書と各種資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。
※郵送で応募する場合は、必ず職種を記入してください。
- 任用期間 11月1日(土)～令和8年3月31日(火)
- その他 原則面接を実施する予定です。報酬は、職種により月額、日額、時間額となります。条件により期末勤勉手当が支給されます。

詳しくはこちら▼



給付金

調整給付金(不足額給付分)の申請は10月31日まで!

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510 給付金専用窓口 ☎096(285)5442

調整給付金(不足額給付分)の申請期限は10月31日(金)です。

- 調整給付金(不足額給付分)とは?
物価高騰の影響を受けた生活者の支援を行うため、国の経済対策として令和6年度に定額減税が実施されました。(納税者と扶養親族など、1人あたり所得税3万円・住民税1万円を減税)この補足給付で支給額に不足が生じた人に給付金を支給します。
- 対象者 令和7年1月1日時点で町に住民登録があり、次のいずれかに該当する人
①令和6年度に、令和6年分の推計所得を用いて算定したことなどにより、当初の調整給付額に不足が生じた人
②令和6年度に定額減税の対象外で、さらに低所得世帯給付金などの対象外となった人
- 給付金の支給手続き 対象となる人には、町から支給確認書か申請書を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で提出するかオンラインで申請してください。詳しくは町ホームページか、お問い合わせください。

町ホームページはこちら▼

